

鹿嶋市地域密着型サービス事業者 公募要項

令和6年7月

鹿嶋市介護長寿課

1. 公募の概要

(1) 趣旨

鹿嶋市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、「第9期はつらつ長寿プラン21 高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域バランスに配慮しながら、よりよいサービスを提供できる最適な事業者の選定を行うものです。

(2) 公募施設

公募する地域密着型サービスの種類、定員及び整備数は次のとおりです。

サービス種類	定員	整備数
認知症高齢者グループホーム	18人 (9人×2ユニット)	1ヶ所

(3) 開設予定日

令和8年3月31日までの開設を予定する。

2. 応募手続き

(1) 応募資格要件

- ①事業の運営を直接行う法人であること。
- ②事業所となる市内の土地を所有する等により確保すること。
- ③介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号の規定に該当していないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う団体に該当しないこと。
- ⑤暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用し、又は暴力団等の利益となる活動を行う団体に該当しないこと。
- ⑥会社更生法に基づく更生手続中又は民事再生法に基づく再生手続中の法人でないこと。
- ⑦地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しないものであること。
- ⑧市から指名停止措置を受けていない法人であること。
- ⑨法人が市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- ⑩法人において、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、地域密着型サービス及び施設サービスについて、いずれかのサービスを1年間以上運営している実績があること。
- ⑪原則として、法人で過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること（一時的な事由による赤字の場合を除く。なお、過去3期のうち2期に営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。）
- ⑫法人が債務超過でないこと。また、社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。

(2) 応募申込書等の提出

申し込みを希望される事業者の方は、次により応募申込書等を提出してください。

① 提出書類一覧

書類名及び項目	内容等	様式	副本
1 応募申込書	所定の様式	様式1	
2 事業者概要	所定の様式 (応募するサービスの種類の様式)	様式2の1 様式2の2	○
3 定款又は寄付行為	最新のもの	任意様式	○
4 法人登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	規程のもの	
5 印鑑証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	規程のもの	
6 決算書等	①直近3年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容	任意様式	○
7 事業計画書	所定の様式	様式3	○
8 建設予定地	①位置図、公図 ②土地登記事項証明書 ③土地賃貸契約書の写し(賃貸の場合) ④建設予定地の現況写真	任意様式	○
9 施設概要	①配置図、平面図、立面図 ②各室面積一覧表 (以下、既存建物利用の場合) ③建物登記事項証明書 ④建物賃貸借契約書の写し(賃貸の場合) ⑤建物の現況写真	任意様式	○
10 開設提案書	所定の様式	様式4	○
11 運営規定	現時点の運営規定(案)	任意様式	○
12 重要事項説明書	現時点の重要事項説明書(案)	任意様式	○
13 事業スケジュール	所定の様式(任意様式でも可)	様式5	○
14 収支計算書	事業開始後1年間	任意様式	○
15 借入金償還計画書	資金計画に基づくもの	任意様式	○
16 各種マニュアル等	①緊急時対応マニュアル ②ハラスメント防止の指針等 ③業務継続計画 ④感染症及び食中毒の予防・まん延防止指針 ⑤苦情対応マニュアル ⑥事故対応マニュアル ⑦虐待の発生・再発防止の指針	任意様式	○
17 地元説明会報告書 又は地元同意書	①所定の様式 ②地元同意書の場合は任意様式	様式6	○
18 納税証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	規定のもの	

	①法人市民税 ②法人県税 ③法人税と消費税及び地方消費税		
19 その他	・その他参考となる資料	任意様式	○

② 提出部数

正本 1部 副本 8部

- ・ 正本は、提出書類一覧に記載するすべての書類を提出すること。
- ・ 副本は、提出書類一覧の副本の欄に○がある書類を提出すること。
- ・ 副本は、事業者が特定できる記述部分（法人名等）すべてをマスキング（塗りつぶし）すること。

③ 提出期間

令和6年7月15日（月）から令和6年10月11日（金）まで

※土日祝日を除く、8時30分～17時15分まで

④ 提出方法及び提出場所

以下の場所に直接ご持参ください。郵送等による受付は行いません。

【提出場所】

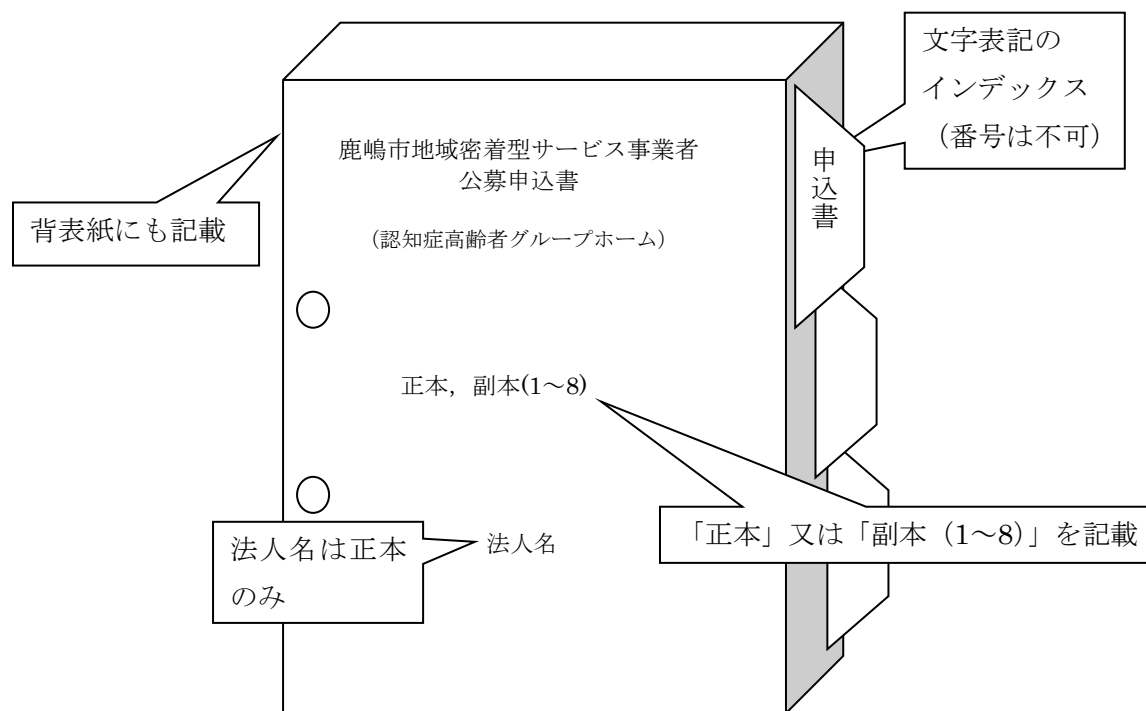
茨城県鹿嶋市平井1187番地1 鹿嶋市役所第2庁舎1階
鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

(3) 提出書類の体裁等について

提出書類については、以下の体裁を整えたうえ、応募申込書の「(別表)提出書類一覧」の掲載順に綴ってください。

- ①用紙サイズは、証明書類など既定のものや図面類を除き原則『A4版』で作成する
- ②全体の目次をつける
- ③ページ番号をつける
- ④項目ごとに、文字表記（番号は不可）のインデックスをつける
- ⑤全体をフラットファイル等に綴じる（左綴じ）
- ⑥綴りの表紙と背表紙に「鹿嶋市地域密着型サービス事業者公募申込書」及び応募するサービスの種類、法人名を記載する。（法人名は正本のみ）
- ⑦表紙に正本または副本○（○は1～8の通し番号）を記載する

(綴じ方の例)



(4) 応募に関する留意事項

- ①書類の提出にあたっては、以下の法令・条例等の基準を遵守していることを前提とします。
 - ・鹿嶋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第3号）
 - ・鹿嶋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）
 - ・介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - ・消防法（昭和23年法律第186号）
 - ・その他関連法令
- ②提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ③市が必要と認めた場合は、別途参考資料の提出を求める場合があります。
- ④認知症高齢者グループホームは、設置が義務付けられる運営推進会議のメンバーに地域住民の代表者が含まれることもあり、地域との連携・交流が特に重要です。このため、事業者指定申請時には地元への説明を行い、理解が得られていることが必要です。（最低でも地元区長等の同意が必要です。）

3. 事業者の選定方法

(1) 審査方法

事業者の審査は、「鹿嶋市地域密着型サービス事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行います。

審査は、書面審査、現地調査、事業計画案説明（プレゼンテーション）により行います。プレゼ

ンテーションの日時等の詳細については、応募のあった事業者に個別に文書で通知します（10月頃を予定）。

（2）主な審査項目

- ① 基本方針（運営理念、運営方針）
- ② 管理・運営体制
- ③ 危機管理体制
- ④ 収支計画
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 建設予定地
- ⑦ 施設・設備
- ⑧ 整備実現性
- ⑨ 運営法人

（3）事業者の選定

事業者は、選定委員会での審査・評価を踏まえ、市長が決定します。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

（4）選定結果の通知・公表

審査・選定の結果は、応募のあったすべての事業者に文書で通知するとともに、市のホームページで公表します。（12月下旬予定）

（5）その他

事業者の応募がなかった場合、または、審査の結果、選定基準に満たない等により事業者が選定されなかった場合は、次年度に公募を繰り越す場合があります。

4. 質疑及び回答

（1）受付方法

様式7「鹿嶋市地域密着型サービス事業者公募に係る質問書」に記入の上、窓口、FAXまたはEメールにより提出してください。なお、口頭での質問にはお答えできません。

また、窓口以外で質問書を提出した際は、必ず電話等でその旨ご一報ください。

（2）受付期限

令和6年9月27日（金） 17時15分まで

（3）回答方法

質問受付日から概ね10日以内に、市ホームページで回答を公開します。

5. 選定後の手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に地域密着型サービス事業所の指定申請書を提出していただきます。市は、指定申請書の内容の審査及び現地調査を行い、事業所の指定をします。

ただし、指定申請書等の審査の結果、該当サービスの指定基準に満たない場合には、指定しない

ことがあります。

6. 整備費補助について

国からの交付金を活用し、整備費の補助を予定しています。提案の際には下記基礎単価で見込んで下さい。なお、補助金については国の通知が示されるまで詳細は決まっておらず、補助金額の変更や、補助金を交付できない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。また、鹿嶋市ではこれらの補助金の決定、不決定に関わらず、市単独の補助金はいりません。

○地域医療介護総合確保基金事業（令和5年度基礎単価より）

施設種別	地域密着型老人福祉施設 整備推進事業分	老人福祉施設開設準備 経費助成事業分
認知症高齢者グループホーム	33,600千円	15,102千円 (839千円×18人)